

財形年金預金規定

1. (預け入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって最終預入日まで、年1回以上、定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金は、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預け入れることができます。
- (3) この預金の預け入れは、1口1円以上とします。
- (4) この預金については、財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）のほかは、通帳、証書の発行はしません。預金残高は6か月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類・期間等)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日以降であって、かつ最終預入日から5年以内の任意の日とし、支払開始日の3か月前応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの応当日を「特定日」とします。
- (2) この預金の預け入れは、預入日から年金元金計算日までの期間に応じて次のとおりとします。
 - ① 期間が3年を超える場合は、預入日の2年後の応当日の翌日以降最初に到来する特定日を満期日とする期日指定定期預金とします。
 - ② 期間が1年以上3年以内の場合は、年金元金計算日を満期日とする期日指定定期預金とします。
 - ③ 期間が1年未満の場合は、年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。

3. (年金元金計算日までの自動継続)

特定日を満期日とする期日指定定期預金は、その満期日に満期日の到来するものすべてをとりまとめ、利息を元金に組み入れたうえ、3年後の応当日（特定日）を満期日とする期日指定定期預金として自動的に継続します。以後も同様とします。

なお、継続日から年金元金計算日までの期間が3年以内の場合は、年金元金計算日を満期日とします。

4. (年金元金計算日以降の自動継続、支払い)

- (1) この預金は、年金元金計算日にすべての元利金を合計し（以下、この合計額を「年金計算基本額」といいます。）、次のとおり自動的に継続し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金としてその支払いをします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除し、その金額を1口の預入元金として支払開始日およびその日以降3か月ごとの応当日をそれぞれ満期日とする12口の自由金利型定期預金（M型）（ただし、満期日までの期間が1年以上となるものは期日指定定期預金）を作成し、それぞれの満期日に利息とともに支払います。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成した預金の合計額を差し引いた金額を預入元金として、年金元金計算日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金を作成します。
- (2) 第1項第2号の預金の元利金（以下、この合計額を「年金計算基本残額」といいます。）は、満期日に次のとおり自動的に継続し、その支払いをします。
 - ① 年金計算基本残額を残余の支払回数（あらかじめ指定された支払回数からすでに支払った回数を差し引いた回数）で除し、その金額を1口の預入元金として3か月ごとの応当日を満期日とする第1項第1号と同様の12口の預金を作成し、それぞれの満期日に利息とともに支払います。ただし、残余の支払回数が12回に充たない場合は、その支払回数を預金の口数とします。
 - ② 年金計算基本残額から前号により作成した預金の合計額を差し引いた金額を預入元金として、3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金を作成します。
- (3) 第1項第1号または第2項第1号の支払回数で除した金額が100円未満の端数を生じる場合は、その端数金額をそれぞれ第1項第2号または第2項第2号の預金の元金に組み入れます。ただし、第2項第1号の残余の支払回数が12回以下の場合は、預入期間が最も長い預金の元金に組み入れます。
- (4) 第2項第2号の預金の元利金は、その満期日に第2項、第3項と同様の方法で自動的に継続し、その支払いをします。以後も同様とします。

(5) この預金の支払いは、あらかじめ指定された預金口座に入金する方法によります。

5. (退職等の事由による継続の停止)

この預金は、最終預入日までに預金者が退職等の事由により勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受けられなくなったときは、退職等の事由が生じた日（以下、「退職等の日」といいます。）からその継続を停止し、退職等の日の1年後の応当日の前日以後にすべての預金を利息とともに支払います。なお、満期日が退職等の日から1年を超える期日指定定期預金は、その満期日を退職等の日の1年後の応当日の前日に変更したものととして取り扱います。

6. (預金の規定外の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、前2条に定めた時期、方法によらず解約することはできません。

(2) 前項により当行がやむを得ないものと認めて、この預金をこの規定に定めた以外の時期・方法により解約する場合は、この預金のすべてを同時に解約するものとします。この場合、期日指定定期預金についての満期日の指定はできません。

7. (据置期間中の利率上昇による非課税限度額超過時の取り扱い)

この預金の最終預入日以後に勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定にもとづき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間（最終預入日以降支払開始日までの期間）中の利率の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利息額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. (預金の解約手続き)

第5条または第6条によりこの預金を払い戻しまたは解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、契約の証とともに預金店へ提出してください。

9. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日、以下第1号、第2号において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。

A 1年以上2年未満

当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上

当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合、預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

③ 前2項の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 第6条第1項により当行がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算します。

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満

2年以上利率×50%

- D. 1年6か月以上2年未満
2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満
2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満
2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算します。

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
上記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

10.（最終預入日等の変更）

- (1) 最終預入日を変更しようとするときは最終預入日までに、支払回数を変更しようとするときは年金元金計算日までに、支払開始日を変更しようとするときは支払開始日（変更により支払開始日が早まるときは変更後の支払開始日）の1年3か月前（それ以前に最終預入日が到来する場合は最終預入日）までに契約の証とともに当行所定の書面によって預金店に申し出てください。
- (2) 支払開始日を変更したときは、変更後の年金元金計算日および特定日にあわせて預金の満期日が、第2条、第3条により変更となります。

11.（支払開始日以後の支払回数の変更）

支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第5項の規定等にもとづき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により預金店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

12.（届け出事項の変更、契約の証の再発行等）

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名・名称、住所その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の書面によって預金店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約の証を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 届け出のあった氏名・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着もしくは到達しなかったとき、または預金者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13.（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に届け出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届けその他の書類等に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、

相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (預金の支払いの停止)

- (1) 預金者が当行に対する債務のうち弁済期にあるものの支払いを怠っている場合、当行は相殺の準備のために、この預金の支払いを停止することができるものとします。
- (2) 前項によりこの預金の支払いを停止した場合、当行は、相殺をした後、または相殺をしないことを決定した後に、支払いの停止を解除します。

17. (契約の証の返却)

契約の証は、この預金の支払いが完了したとき、ただちに預金店に返却してください。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上